

# 寛政改革期の弘前藩林政と山方・郡方の対立

萱場 真仁

はじめに

## 一 寛政期における弘前藩の林政改革

- (一) 改革の背景と目的
  - (二) 林政機構の改編と基本方針
  - (三) 山方による諸政策の展開
- ## 二 領内山林をめぐる山方と郡方

- (一) 深浦町領民たちの袖取り願いと山方の反応
  - (二) 末木処分をめぐる郡方の意見
  - (三) 郡方に対する山方の反論
- ## 三 享和期以降の弘前藩林政の展開
- (一) 山方の申し出に対する郡方・勘定方の意見
  - (二) 文化・文政期の動向

おわりに

はじめに

弘前・秋田・盛岡藩をはじめとする北奥諸藩は、ヒバヤスギなどの山林資源が豊富だったこともあり、江戸時代初期からこれらを活用した用材生産や中央都市への流通、およびこれに係る機構・制度が構築されてきた。

北奥諸藩の林政史の流れを大まかに見てみると、いずれも以下のような流れになっている。まず、一六世紀末には豊臣秀吉による伏見城普請用材の伐り出し・出材がなされ、江戸幕府が開府した一七世紀に入ると江戸・大坂などの都市における木材市場形成とともに、領内の山林から多くの木々が伐採された。これらが木材として市場へ流通するようになると、山林資源の乱伐と枯渇が領内で進行した。そのため一八世紀には、藩は伐採規制の強化と将来的な山林資源の蓄積を目的とした植林を進めるようになった。さらに一八世紀後半になると、度重なる災害や飢饉の影響を受け領内の山林が再び荒廃したため、一九世紀には山林管理体制の強化と領民

たちによる植林の奨励が企図されるようになった。<sup>(1)</sup>

このような北奥諸藩の林政史の流れのなかで特に重要な時期は、一八世紀後半から一九世紀にかけてである。この時期は、天明飢饉後の荒廃状況からの復興を企図した藩政改革が実施された時期であり、このなかで山林の復興も掲げられた。例えば、秋田藩では林政担当部局である木山方や郡方によって山林の取り締まりや利用方法の改善などを中心とした林政改革が寛政文化期(二七八九〜一八一八)にかけて展開した。<sup>(2)</sup>

寛政期(二七八九〜一八〇二)の弘前藩においても、天明飢饉後に荒廃した田畑の回復などを目的とした藩政改革が実施され、領内山林の復興も目指された。後述するように、この時期はこれまで郡奉行・大目付の支配を受けていた山奉行が独立し、植林や輪伐の計画が具体的に策定されるなど、弘前藩林政の展開を語るうえで大きな画期となった。

寛政期の弘前藩林政については、これまで長内鉄也氏や渡辺喜作氏らによって、行政機構の改編や、林政改革の基本方針に関わる指摘がなされてきた。また、長谷川成一氏は、天明飢饉後に実施された領内山林の悉皆調査に関する史料を分析し、飢饉後の山林の実態と領民たちによる山林利用のあり方を総体的に明らかにした。しかし、いずれの研究も当時の藩が山林の問題をどのように捉えていたのかを明らかにしているわけではない。さらに、飢饉後の山林荒廃状況に対する藩の役人たちの考え方、および寛政期以後の林政の展開についても検討の余地があると思われる。

そこで本稿では、寛政改革期における弘前藩林政の基本方針や当時の山林をめぐる領民たちの動き、さらにはそれに対する藩の役人たちの考えや意見を検討することを通じて、寛政期の弘前藩林政の動向を考察していきたい。

なお、本稿では主に「寛政六<sup>甲</sup>年五月 山方留帳」(弘前市立弘前図書館所蔵、

以下「山方留帳」と略記)を使用する。本史料は弘前藩の山方吟味役によって作成された史料で、冒頭には山奉行が独立する前の安永八年(一七七九)段階で作成された記録類が、このとき山方に集約されたことと記されている。

また、表紙裏面には「此巻山方一切之諸帳面目録ヲ記置候、右帳面ニ洩レ越、或は追々格言候類は段々書続手引致置候事」とある。これらのことを踏まえると、本史料は弘前藩の林政上重要かつ後代に資するものと考えられる記録類、および記録類に記されなかったが今後の先例とされる事項を順次山方吟味役が書き記した帳面と考えられ、記事は寛政六年(一七九四)〜文化八年(一八一二)までのものが見られる。

従来、弘前藩林政史の研究では藩の公式記録である『弘前藩庁日記』のうち、在方の記録である「国日記」(同前所蔵)が主に使用されてきた。本稿においても必要に応じて「国日記」を使用するが、当時の山方の発想と政策を知るうえで、「山方留帳」は極めて有用な史料であると考える。そのため、本稿では特に重視して使用していきたい。また役人の名前と職名については、本文中で特に断りを入れない限り「天明四年十月改分限元帳」(同前所蔵)を参照した。

史料引用に際しては読点を打ち、旧字体・異体字は新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

## 一 寛政期における弘前藩の林政改革

### (一) 改革の背景と目的

最初に弘前藩の寛政改革のもとで実施された林政機構の改編や林政の基

本方針などについて、簡単に見ていきたい。

弘前藩で寛政改革が実施された直接の原因は、やはり天明二年（一七八二）同三年にかけて発生した天明飢饉による田畑や山林の荒廃だった。弘前藩領では天明二年末から天候不順が続いており、翌年七月になっても秋冷が強く稲穂が出ない状態だった。そして九月になっても一向に稲や作物が実らず、ついに大凶作に至ったのだった。これによる被害は甚だしく、当時の領内の人口の三分の一に相当する八万人が亡くなったとされている。<sup>(6)</sup>

このような天明飢饉の混乱のなか八代藩主に襲封した津軽信明は、藩主に就いた天明四年から窮民撫恤（救済）と財政儉約を掲げて藩政の再建に尽力していった。信明は藩政を立て直すにあたって家臣たちから意見書の提出を奨励し、そのなかでも特に、毛内宜応と赤石安右衛門・菊池寛司の意見書は寛政改革の基本的政策へと繋がっていった。毛内らの意見書に共通しているのは、天明飢饉後の財政再建を意識したうえで、藩士財政の自立や農村支配の再編、廃田復興などの課題を克服すべく「藩士在宅政策」（小給の藩士とその家族を村々に居住させ、荒廃田の復興に従事させる政策）を唱えていたことである。これに基づき、寛政二年から同一〇年までこの政策が実施されていった。<sup>(7)</sup>

一方、山林に目を転じてみると、天明飢饉時の弘前藩では全領内の山林を「御救山」として領民たちに開放する動きが見られた。「御救山」とは、風水害・火災などの災害や飢饉による食料不足などから困窮した領民たちを救済するために、「留山」（領主が原則として領民たちによる立木の伐採を禁止した山林）などを開放し、林産物などを得ることを許可した施策を指す。領民たちはそれら山林から林産物を伐り出し、自家用に消費したり商品として販売したりすることによって生活の足しとした。<sup>(8)</sup>

弘前藩ではこのとき、領内のなかでもとりわけ広大な山林地帯であった白神山地在全面的に開放され、麓村の救済に一定度の効果を上げたと言われている。<sup>(9)</sup>しかし一方で、城下に近い村々の山林では、藩士たちが馬を使用して大勢で入り込んだ結果、本来救済すべき百姓たちが利用できない事態が発生していた。<sup>(10)</sup>加えて、水源涵養林として設定されていた「田山」や防風・防砂を目的に七里長浜に造成された「屏風山」なども、領民たちによって伐り尽くされ、領内の山林は「惣山伐尽」と形容されるほどの様相を呈していた。<sup>(11)</sup>

これらの問題に対しても、津軽信明は山林の状況をすべて調査させただけで、家老や大目付、山方吟味役たちからの意見を勘案しながら自ら沙汰を下すなど積極的に関与していった。<sup>(12)</sup>また、前述の赤石・菊池らも信明に宛てた意見書のなかで山林について言及していた。彼らは領内の山林を「国の宝」とあるとしたうえで、これまでは山師たちの「奸計」によってそれが「薄立」となってしまうことなどを指摘した。そのため、今後は新たに山奉行を立てて「年来の風儀に泥ます成山の規則」を立てるべきであると主張している。<sup>(13)</sup>そして、従来弘前藩では上方の商人たちからの借財に依存してきたが、今後彼らからの借財に頼ることなく財政を立て直すためには、廃田開発の次に「山林法制を立て以て木材を養う」必要があると述べている。<sup>(14)</sup>

いずれにせよ、信明や赤石らは、領内山林の問題に対して藩全体で取り組もうとする動きを創出し、続く寛政期における林政改革の基調を作ったと言えよう。しかし、その信明は寛政三年六月に亡くなってしまった。このため、弘前藩の寛政改革は、同年八月に分家の黒石津軽家から招かれて九代藩主となった津軽寧親によって受け継がれていくこととなる。

(二) 林政機構の改編と基本方針

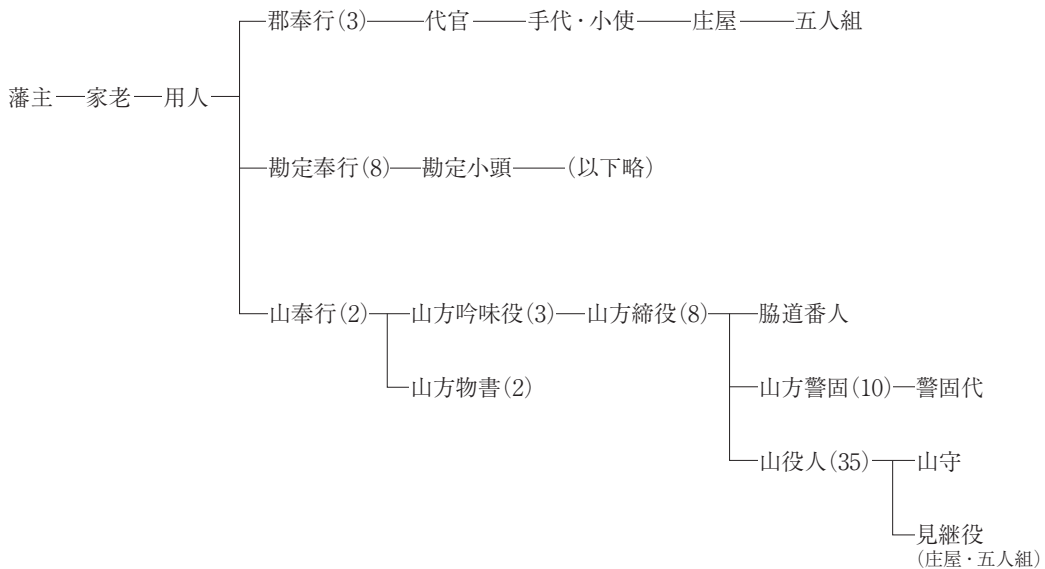
藩政改革にあたって最初に実施されたのは人事の一新であった。例えば信明が亡くなる直前には、前述の赤石安右衛門が郡奉行に、菊池寛司は勘定奉行にそれぞれ登用されるなどの動きが見られた。<sup>15)</sup>

この人事の一新に呼応するかのように、弘前藩の林政機構もこのとき大きく変化することとなった。寛政三年五月七日には大組物頭格の田中宗右衛門と諸手物頭格の笹要人の両名が山奉行に任命され、従来の郡奉行・大目付の支配から独立した。これ以後、山奉行の下には【図1】に示した通り山方吟味役・山方物書・山方締役・山役人などの諸役が付き、林政担当部局の山方として領内山林の問題に取り組んでいくようになった。

山奉行が独立してから間もない寛政三年六月には、領内山林の取り締まりに関する触れが出されている。これによれば近年諸山の木が伐り出され、さらに天明飢饉によって領内の山林が多く「御救山」として設定されたため、山林は「別而払底」の様相を呈してしまつたとある。加えて山林の取り締まりも弛緩したため、このままではいずれ家屋普請用材などに至るまで支障が出てしまうとしている。そこで、今回山方で十分な取り締まりが命じられ、さらに植林も行うことよって「御国用永不相尽」ように定められたため、木々の伐採を暫く差し止めるとした。<sup>17)</sup>

また、弘前藩の寛政改革の方針を示した「寛政御仕向之覚」<sup>18)</sup>という史料には、山林に関する項目も見られる。ここでも同様の問題が指摘され、今後領内の山林を「盛山」とすべく山奉行らを中心に精勤するようにと記されている。そして、領内の山林すべてを代官と麓の村々に保護・管理さ

【図1】 寛政三年段階の藩組織図



※「国日記」、「山方留帳」などの史料、および黒瀧秀久『弘前藩における山林制度と木材流通構造』(北方新社、2005年)、15~20頁などの文献をもとに、本稿に關係する山方と關係諸役のみを抜粋して作成。なお、( )内の数字は定員を示す。

せ、もし保護・管理に不締があつた場合は村中から過料を取ることや、植林を希望する者がいれば山奉行が廻山する際に願書を提出させるなど、今後領内の山林を管理・育成するにあつての基本的な方針も併せて伝えてゐる。

これらを勘案すると、寛政期の弘前藩林政改革において目指されたことは、藩財政に資する用材などを今後恒常的に伐り出すことが可能となるよう、天明飢饉以後の「惣御山伐尽」の状態からの復興を目指すことであつた。そのため、山方の職制が整備され、山林取り締まりの強化や植林が奨励されていったのである。

### (三) 山方による諸政策の展開

山方が独立・整備されてからは、これまで分散していた領内山林の支配を山方で一括して取り扱う体制が整えられた。寛政四年には藩が用材となる木々を伐り出す対象としていた山林である「御手山」が正式に山方扱いとされ、寛政六年には藩の農政担当部局である郡方の所管であつた「田山」<sup>(19)</sup>や「仕立山」(領民たちによつて植林された藩有の山林)・「抱山」(領民たちに所有が許可された山林)などに至るまで、山方の「一円之取扱」となつた。<sup>(20)</sup>

そして「山方留帳」によれば、領内山林に関する施策がこれ以後立て続けに策定されていくようになった。例えば、寛政七年には従来は無計画な伐採のあり方を指摘したうえで、今後は「廻伐」(輪伐)の計画を立てて木々を伐採し、城下へ家屋普請用材などが流通するよう手配する旨が言い渡された。加えて、それらが実現しないうちは、他領向けの木材移出も差し止めることとされた。

また、植林のあり方に関しても、これまでは木苗の用意もなく領民たちが「自然生ヲ外山兮乱ニ抜取」つて実施していたため、かえつて山林荒廃の要因となつてゐることを指摘した。これを踏まえ、今後領民たちが植林を申し出る際は木苗を予め用意したうえで願ひ出るようにし、願ひ出た者は役人による土地と木苗の調査を受け、許可を得てから植林を実施するようにと言い渡された。さらに、この仕法で植林を実施するにあつては期間を設け、最初に実施する期間を寛政八年(同一〇年までとした。なお、三年目の寛政一〇年に調査を予定し、植林を願ひ出た場所が「盛木」となつていない場合は、たとえ領民たちが所有する山林であつたとしても、その場所は「無御用捨御取上」ることとされた。期間内で「盛木」が見込めない場所を容赦なく取り上げとする方針からは、領内山林の復興を必ず達成させようとする山方の強い姿勢が読み取れよう。<sup>(21)</sup>

弘前藩の寛政改革で主要な政策とされた「藩士在宅政策」についても、山方の役人たちは領内山林の施策と関連づけようとしていた。この政策が実際に運用されるようになると、藩士たちの一部には村々に居住するにあつて山林の「見継」(保護・管理)を自ら申し出る者もいた。<sup>(22)</sup>このような動向を受け、山方吟味役は麓村の者たちと在宅の藩士たちとが山林を取り締まるようになれば効果的と考え、すべての在宅の藩士たちを対象に、山林の保護・管理を奨励してはどうかと寛政八年七月に山奉行に意見書を提出してゐる。<sup>(23)</sup>実際にすべての在宅藩士に言い渡されたのかは判然としないが、少なくとも山林の「見継」を申し出た藩士たちに対して、山方はそれを積極的に許可していたことが「国日記」や「山方留帳」の記事からは明らかである。

しかしこのような政策や動きなどが見られるなかで、山林をめぐる領民



たちの動向もまた問題となり、その問題に対処すべく打ち出した政策や山林に対する考えをめぐって、山方は郡方の役人たちと次第に対立を起すようになっていく。

## 二 領内山林をめぐる山方と郡方

### (一) 深浦町領民たちの杣取り願いと山方の反応

弘前藩では享保〜元文期(一七一六〜四一)に、領民に「御救米」を支給するだけでは済まされないほどの困窮状態となり、山林が「御救」の手段として利用されるようになった<sup>(24)</sup>。もちろん、飢饉時には「御救」としての山林利用がより顕著に見られ、先述の通り天明飢饉時には開放された山林の対象範囲は領内全域にまで及んでいた。

また、弘前藩領の地域によつては、田畑耕作のみでは生計を立てることが難しい村も存在した。そのような村々に対しては、藩は村々の申請や必要に応じて「助情」(生計を立てるにあたっての補助)、或いは「御手当」として山林利用を許可していた<sup>(25)</sup>。

しかし、領民のなかには「留山」や寺社境内林に大勢で入り込んで、許可なく木々を伐採したり、ヒバの皮を剥いだりする者たちが後を絶たなかった。領民によるこのような盗伐行為は江戸時代を通じて度々見られたが、飢饉の前後には特に多く見られた。

寛政期もその例に漏れず、領民による盗伐は頻発しており、「国日記」によると寛政期にはおよそ二〇件の事例が確認できる。そのため、寛政期以後の山方は、領民たちの山林利用に対して厳格な態度を示すようになっていく。

ていく。

ここからは、深浦町(現青森県西津軽郡深浦町)の者たちが提出したヒバの風倒木の伐り取り願(寛政八年四月)をもとに、山方による山林、および領民への姿勢を見ていきたい。以下の引用史料は山奉行が藩に提出した意見書である。

〔史料一〕<sup>(26)</sup>

### 寛

- a 深浦町之者共、去秋〆米直段高直ニ相成続方難儀ニ付、深浦御山之内  
(寛政三年)  
 去ル亥年風返リニ相成候檜杣取願之儀、山役人見分被仰付候ニ付、  
 則見分任せ候処、少分之木数殊ニ朽木多御座候故、御手山ニ仕候而茂  
 御失却費ニ相成可申、左候迎深浦町江杣取被仰付候而は、外之類例ニ  
 相成故障之儀御座候ニ付難被仰付候様ニ申出候処、此度深浦町之者共  
 申立之通被仰付候、然ハ右ニ付去ル子年(寛政四年)御手山方御山方引担ニ被仰  
 付後、惣而杉・檜山取扱方御山方ニ相合候趣意、委細左ニ申上候、
- b 一 前々〆杉・檜山生木杣取致、末木山下村願ニ応御手当ニ杣取被仰  
 付罷有候故、山下村之儀者御山見継は申ニ不及、色々之取扱公役茂  
 御座候事故、末木等御手当ニ被下置候得は励ニも相成候儀ニ可有御  
 座候得共、全躰は下々之手ニ而末木取出候儀甚御不益ニ可布〇御座  
 候様奉存候、其訳は生木も末木も材木ニ削候得は、新古之見分も難  
 相成候ニ付、末木杣取名目を以生木盗伐仕候儀は前々末木山之常ニ  
 御座候由、依之末木ハ山ニ捨置可申と仕候方は却而重ニ御座候由、  
 御領山ニ不限前々申伝候趣ニ御座候、然ニ当時御手山ニ而先年〆之末  
 木数拾万本取出し罷有候義も、やはり御不益之様ニ相見得候得共、  
 是ハ同様之偏ニハ無御座、扱向御手山手ニ而末木取出候儀ハ御益ニ御

座候様奉存候、(中略)則御手山ニ而取出候方と下々手向取出候方と  
両端之形情左ニ申上候、

c 一 下江御手当ニ袖取被仰付候得ハ、木数多出候程は聴取ニ相成、木  
品之宜は商売之利ニ成候事故無止事、歎心之役人抔之立廻リ不及、  
嶮岨之生木ヲ倒シ或は土際之すり切ニ仕、土懸置候躰之手段種々相  
成候事ニ御座候、縦令袖取中役人被附置候而も数拾人之袖子場広之  
御山江入渡リ伐取罷有候事故、逸々足をむかひ吟味仕候事は迎も不  
及儀ニ御座候間、潔白ニ仕候而も欺レ候事ハ御座候、いわんや乍存  
見ゆるし候躰ニ至候而ハ以之外之御山荒ニ相成申候、当時御山メリ  
方格別御嚴重ニ被仰付候而も、折々盗袖無止事躰ニ御座候間、末木  
等下江被仰付候而ハ盗袖之種ニ相成可申様奉存候、ケ様ニ申候ハ、  
山方諸役人吟味無甲斐様ニも可被思召候得共、中々広太之御山ニ御  
座候故、年中相廻リ候而も百分之一も足むケ候儀難成形ニ御座候間、  
法ヲ以しはり候外無御座候様奉存候、

d 一 御手山ニ而末木取出し方ハ、袖子共生木伐取候而も末木伐取候而  
も袖賃ニをいてハ高下も無御座、木生之好悪ニも不抱事ニ曾而材木  
は役人之手江相渡シ候儀ニ御座候、前書ニも申上候通、其沢所取木  
不都合ニ相成候得は、稀ニ心得違、役人之目ヲ忍ヒ生木伐取候儀も  
御座候得共、厚キ徳分ニ成候訳も無御座、自然相願レ候得は、御答ヲ  
蒙候事故、乱ニ生木ヲ可伐取程之歎心無御座候、是ニ附添候御手山  
役迎も深く可欺訳も無御座、下江泥候情も無御座候様奉存候、  
e 右両端之形情を以案候得ハ、御手山ニ而末木取出し候方は強而不制共  
深キ害無御座候、下江御手当ニ被仰付候方は、強而制候而茂盜伐難止形ニ  
御座候、然ハ末木は御手山ニ而取候得ハ御益ニ相成、下之手ニ而取出シ

候得ハ極而御不益之様奉存候、

(中略)

右段々申上候通之趣ニ御座候、然ハ深浦町願筋之儀は一旦御落口被仰  
付候御儀ニ御座候得ハ、今更可申上様も無御座候、是迄之処ハ御山方  
含合之取扱ニ御座候得ハ、此後は前書之趣御沙汰之上、右ニ類シ候願  
御取上無御座候様被仰付被下置度御儀奉存候、縦令少分之末木ニて御  
手山袖入難相成、捨置可申と仕候迄ハ檜・杉山ニ致下之手江落不申  
儀者は一統之メリ直候様奉存候、此段奉候候、以上、

(寛政八年)

四月

山奉行

〔史料一〕 a によれば、深浦町の者たちは去秋から続く米価高騰のため  
困窮しており、深浦町領の山内で寛政三年に風で倒されたヒバの伐り取り  
を願ひ出たという。そこで、山方の役人たちに同地の調査が命ぜられ、実  
際に見分したところ、同地は木数が少ないうえに朽木も多く、藩の「御手  
山」にしても「御失却費」になってしまふと判断された。その一方で、深  
浦町の者たちの願いを許可すれば「外之類例」となり不都合であるので、  
山方としては今回の願ひ出は許可できないとした。しかし、結局深浦町の  
者たちの願ひは認められた。これに対し、山方は寛政四年に「御手山」が  
山方の管轄となった後、すべてのヒバ・スギの扱いに関する内意を既に立  
てていたようで、それを以下 b ~ d で細かく述べている。

まず b では、傍線部に示した通り、従来ヒバ・スギを伐り出した後の末  
木は、藩の役負担に対する村々への励みにもなるため「御手当」として  
〔見継〕を担う村々へ下していたことを述べている。しかし、山方として  
はそのことが「御不益」であると主張した。その理由は、生木も末木も木  
材にしてしまえば見分けがつかず、村人たちは末木の伐り取りを名目にし

て盗伐に及ぶのが以前からの常であるためとしている。

このことを踏まえ、山方としては「御手山山」(山方の支配に属する柚子たちの手によって用材となる木々を伐り出す方法)によって末木を伐り取る方が「御益」であるとし、以下「御手山」として柚子たちによって伐り出す方法と、村々の者たちに末木を下す方法についての山方の認識を詳細に述べている。

cによれば、柚取りを村人に許可すると大量に木材を伐り出し、それが良材であれば商売の利益となるため彼らによる伐採行為は止まることがないとしている。また、村々の者たちは末木の伐り取りを名目にして生木を伐り倒した後は「土懸置」など様々な手段を講じて伐採した証拠を隠そうとするため、たとえ末木を伐り取る際に役人を配置したとしても、広大な山林を廻っていくため吟味が行き届かず、役人たちが潔白であったとしても欺かれてしまうと述べている。ましてや山方では役人たちの憐れみの気持ちから来る黙認行為があると認識しており、このようなことがあつては「以之外之御山荒」になつてしまうと危惧している。これらのこと、および当時山林に対して嚴重な取り締まりを行っているにも関わらず、盗伐行為が未だ止まない状況を踏まえ、山方では傍線部に示した通り、末木などを村々へ「御手当」として下すことは、盗伐の要因になると結論づけている。加えて、役人たちが年中領内の山林を廻つても、範囲が広大で取り締まりが行き届かないため、領民たちは「法ヲ以しはり候外無御座候」とまて言ひ切つている。

一方、dでは「御手山」として柚子たちによって伐り出す方法について述べている。これによれば、柚子たちは生木を伐り出そうが末木であろうが、彼らに支払われる賃銭に差はなく、稀に役人の目を盗んで生木を盗伐

する柚子はいるが、末木を取り出す際に生木を伐り出したことが発覚すれば罰せられるので、彼らは意図的に乱伐することがないとしている。

結果、山方はe傍線部で示した通り、「御手山」として末木を伐り出す方法であれば伐採を禁じなくても被害が少なく、村々の手で末木を伐り出す方法は、伐採を禁じたとしても盗伐の被害は止められないとしている。そのため、「末木は御手山ニ而取候得ハ御益」であり、「下之手ニ而取出シ候得ハ極而御不益」であると主張した。そして、深浦町の者たちの願書は既に沙汰が下つたため今さらどうすることもできないとしながら、今後同様の願い出は取り上げないようにと藩上層部に対して申し出たのであつた。

以上のように、当時の山方は領民たちに山林を「御手当」として利用させることが盗伐の要因になると考えており、それが「御山荒」に繋がると見なしていた。そのため、彼らによる山林利用に対してはかなり厳格な姿勢を貫いていたことが明らかである。なお、この申し出が藩上層部でどのように審議されたのかは判然としないが、後述する通り代官たちは麓村へのヒバヤスキの末木の伐り取りが差し止められていると述べているため、山方の申し出は受理されたものと考えられる。しかし、このような山方の厳格な姿勢が、郡方との対立を生み出す原因となるのであつた。

## (二) 末木処分をめぐる郡方の意見

山方の意見が出されてから一年後の寛政九年閏七月、山林の麓に位置する村々の代官たちから郡奉行吉沢庄太夫に対し、以下の申し出があつた。

〔史料二〕<sup>29)</sup>

覚



近年諸山一統御手山ニ被仰付、生木并末木等迄杣取之上御用分之外下

払ニ被仰付候得共、諸山共太ト木之分伐尽しニ相成、若木計之故ニも可有御座候哉、端々迄行届程之杣取方相成不申由ニ而、此節下々新家作并修復其外自分用水方入用雪囲木柄等迄、年々不少御払願申出候得共、下払木無御座候ニ付、申上兼一統難儀仕居有之、尚又諸山御手山ニ相成候以来、檜山下村々之儀は末木并枝葉柄等迄取出し方嚴敷御差留ニ付、何も助情ニ相成候義無御座、却而以前与違諸御用向繁多ニ相成甚難儀仕候御場合ニ御座候ニ付、少々補ニも相成可申哉、左ニ申上候、

一 末木伐出之儀、御手山ニ而精々吟味之上伐出候得共、段々伐出末ニ相成柚子杣人ニ付一日ニ丸太三四本乃至五六本も拾ひ伐之跡ニ至候得共、柚子とも渡世方難相成故、伐出候もの無之由、随而御手山引取跡之残木細丸太并金木小尺立、其外柚子とも際置之曲り木等迄可成丈ハ無残所、山下村々百性高無共ニ而農事間隙ニ出合次第伐出被仰付候而土場着候所ニ而嵩、拾歩一御役木御上納、其餘ハ銘々入用分之外御極印打入之上地払勝手次第被仰付候ハ、当時払底之木品山中ニ捨置申間敷、尤御山メリ方之義生木伐取候而今三四年或ハ五六年も過候間、末木伐出候事故仮令山下村之者奸計ニ而生木伐取候而も、新古早速見分候ニ付右跡之義決而無御座候得共、手代并村役共附添之上私共度々見廻仕、御手山同様生木之差障不申様可仕候、其上山役人杣人ニも居被置候ハ、尚以御メリ方相立可申奉存候間、何分伐出被仰付度奉願候、左候ハ、山下村々ニ而助情ニ相成候所ハ自然と盜杣等も相止可申、且所々江壳払候得は御払木之補ニも相成可申与奉存候、右之趣宜御沙汰奉伺候、以上、

寛政改革期の弘前藩林政と山方・郡方の対立

(寛政九年  
閏七月)

吉庄太夫様

山下組々代官

これによれば、近年領内の山林がすべて「御手山」となり、御用分以外は村人へ払い下げられることになったものの、下げ払いとなる木材の量が少ないため「一統難儀」の様相を呈しているとある。加えて、ヒバの生育する山林の麓村では末木や枝葉に至るまで伐り取りが嚴重に差し止められ、たうえに、領内の山林がすべて「御手山」となったことよって、麓の村人たちが伐り出しに動員されたり、役人たちの廻山にあたって案内をしたりするなどの負担が課されるようになり、「諸御用向繁多」になったため、村々の者たちは困窮しているという。そのため、代官たちは彼らに対する救済策として、以下の考えを提案した。

それは、用材を伐り出した後の山林には柚子たちによって伐り出された後の残木が放置されているので、麓村の百姓たちは農作業の間をぬってこれらを伐り出して土場(木材集積場)に集め、拾歩一役として定められている薪材は上納のうえ、その余りを百姓たちに下してはどうかというものであった。代官たちは「当時払底之木品山中ニ捨置申間敷」、つまり木材は当時払底している状況にあるため、それらは放置させないで領民たちに利用させるべきであると捉えていた。併せて、末木の伐り取りは用材を伐り出した後三〜六年経過してから実施するため、たとえ百姓たちが生木を盗伐したとしても、生木か末木かの判別は容易につくと考えていた。

また、取り締まりに際しては代官・手代・村役たちが見廻り、木々に支障が出ないようにしており、加えて山役人を一人置けば十分に取り締まることが可能であるとも述べている。以上のことを踏まえ、代官たちはこれらを実行すれば麓村の「助情」となり、自然と盗伐行為がなくなる

だろ」と主張した。

代官たちの上申を受けた吉沢は、以下の通り山奉行へ伺いを立てた。

〔史料三〕<sup>(31)</sup>

紙面山下組所御手山ニ而末木伐取跡残り末木伐出シ助情ニ仕度旨委細申出候、右之義ハ一兩年以前分私共迄代官分度々内意申出候得とも、末木取出し候而は兎角生木之生木之差障り候趣ニ付差留置申、然処此節在方一統丸太金木之類一切御扱無御座候故、無止事入用御座候而も相可用手段無御座候至りと着所之由、右躰着候之所分適々木品御座候得は、過分高直段上ケニ而偏り買ニ相成候ニ付、山下之者共眼前之利ヲ見懸無止事盗袖之手段取上二年々度々御取扱ニ相成申候躰ニ山下村々之儀は伐荒等御座候而ハ村役并村中共急度被仰付候旨、村役并村方之者共時々廻山仕御メリ合仕候、且御手山等入候山下は外村ニ無御座諸役人賄方其外御用使等多ク彼は難儀仕候、然所右躰朽捨り候末木并枝葉等迄不被下置候ニ付、山下一切助情無御座候故、無止事難儀相唱候旨相聞得申候、仍而山下組所代官分別紙之通願申出候、然ハ右末木取出し之内山役人并手代村役共山所江居置生木江差障不申様致吟味、末木伐出シ候所ニ而山中御極印申出打入候様、尤右末木取出シ相濟候処ニ而又々山役人別手御下ケ被仰付、手代村役先立ニ而右取出シ跡逸々致吟味、万一生木伐荒等御座候節は右末木取出シ候村々急度御制道被仰付候様、尚又右取出シ之内為御メ代官折々山所江罷越生木之差障不申様吟味致候様、右末木取出候ハ、嵩之内拾歩一御役木上納被仰付候様、右之通御メリ合相立、御手山同様御メリ可仕旨申出候間、右申出之通被仰付度奉存候、尤□□右手配仕向被仰付弥申出候通御メリ合相立可申候哉、為御試被仰付度奉存候、左候ハ、私共ニ而も御メリ方厳敷可申

付与奉存候間、何分申出之通被仰付度、此以奉伺候、

〔寛政九年〕  
閏七月

吉沢庄太夫

郡奉行吉沢庄太夫は、末木伐り出しが禁じられて以来麓村の者たちに対する木材の払い下げはなくなり、集積された場所にある木材を購入しようとしても値段が高いため、麓村の者たちはやむを得ず盗伐行為に及んでいるとしている。加えて、用材を伐り出す山林の麓村は、村人による廻山や役人たちに対する賄いなどの諸用があつて困窮している状況にあると述べている。そのうえ末木・枝葉に至るまで下されない状態では、麓村に対する「助情」がまったくないため彼らの困窮は解消されないとした。そこで、吉沢は代官たちの申し出を実行できるかどうか、まずは「御試」として末木伐り出しの際には生木に支障が出ないよう山役人・手代・村役で吟味するので、代官の申し出を許可してほしいと用人を通じて山奉行へと願ひ出した。そのようにすれば、自分たちの方でも取り締まりを厳重にすることも吉沢は併せて伝えている。

以上のように、代官、および郡奉行らは領内の山林を麓村の者たちに対する「助情」として利用させるべきと考えていたことが明らかである。郡方の役人たちは村人を早期に救済することを優先しており、そのための山林利用を志向していたのである。

### (三) 郡方に対する山方の反論

郡方の意見に対する山方からの回答は、同年八月に出された。ところが、その回答は「難被仰付儀与奉存候<sup>(32)</sup>」というものであった。回答には別紙が添付されており、郡方の意見に対する山方の反論が詳細に述べられて

いる。以下それを示してみたい。

[史料四]<sup>(33)</sup>

覚

檜末木御手山ニ而伐出シ候跡残り末木山下村之為助情無残取出し願之儀、代官申出書付并郡奉行添書之趣共無止事筋ニ相聞得候得共、決而難被仰付儀与奉存候、右委細之儀左ニ申上候、

a 一 惣而檜杉山末木取出せ候得ハ、生木ヲ伐込候義ハ前々末木山之常ニ御座候而不益ニ御座候ニ付、一向捨置可申と仕候方ハ却而益ニ御座候由、古来ハ山ニ存念有之族論を尽候趣ニ而御領山ニ不限他国も又同様ニ御座候由、然ハ末木ヲ取出せ候儀ハ寔ニ盜杣之門ヲ開キ候形ニ

御座候、役人ヲ重ね候而茂場広之山江入渡リ候杣子逸々吟味不及儀ニ御座候故、損益相考一向捨置候方ニ一決仕候儀と相見得申候、たとへハ末木取出し候節附添之山役人・手代・庄屋何連も決白之者ニ而少しも用捨なく辛勞ヲ不厭、咀ヲへくり岩ヲ伝ひ土際合すり切ニ致、土を懸置候切株迄握頭シ候鉢之者計ニ而も、一ト沢式里三里乃至四五里之間左右之難所中々吟味難行届、尚数ヶ所ニ至候而ハ勿論之儀ニ御座候、不断一已之盜杣ハ伐木たに取賦リ候得ハ事講候義ニ而後日伐株見出され候共、守リ之村々越度ニ成候迄ニ御座候故、爰ニ恐れ無御座、伐株頭し置、終ニハ山役人ニ見出され候事ニ御座候、又末木山之盜伐ハ序御座候故、出木ニおゐてハ実ニ恐る、所無御座、只伐株たに隠おふせ候得ハ講候義ニ御座候、殊ニ村中大勢申合欺候節、中々役人之目ニ懸候様成手廻しハ不仕義ニ御座候、右は席上之論を以形之不及趣ニ御座候、たとへ右之ごとく決白成者計相揃一兩度吟味仕遂候共、永ク是ヲ定規ニ難成、大方ハ被欺或ハ存なから見ゆ

寛政改革期の弘前藩林政と山方・郡方の対立

るし、山を荒シ候儀ハ前々多分有来候事ニ而一統存知之所ニ御座候、當時御手山ニ而末木も取出シ候得共、朽木曲リ木或ハ沢々間遠ニ残り候分ハ杣子手間ニ合不申、無是非捨置候得共、全鉢之末木たに可申と仕候拘合ニ引競候得ハ甚少分之事ニ御座候、

b 一 生木伐取候而ハ五六年も過候而末木取出し被仰付候得ハ新古相分リ候由代官申出ニ御座候得共、皮ヲ去リ仕上ケ候得ハ生木入交リ候而も似寄候間難相分、尚又川入仕石摺ニ相成候得ハ勿論之義ニ御座候、適生木ニ疑敷木品見出候共、是非末木之由申募候時、慥成見立も無御座事ニ而是又吟味難被行候儀ニ御座候、

(中略)

c 一 山下村々檜末木并枝葉迄取出し方御差留ニ付助情無御座難儀之由代官申出ニ御座候、尚又郡奉行添書之内伐荒等御座候得ハ、村役并村中急度被仰付候ニ付、時々廻山并御手山等入候山下ハ諸役人賄方御用使多難儀之由、何連も尤之趣ニ御座候、前々山下村之御手当ニ被下置候所、御手山以來御差留ニ相成候ニ付、色々難儀可申唱、私共ニおゐても是を不厭儀ニは無御座候得共、斯迄相衰候檜・杉山成立之趣意とハ難替不得止事所ニ御座候、併末木御手当之儀ハ式三十年之間ニも稀成儀ニ而不断之利ニ偏リ候ものニも無御座候、惣而山下村常ニ蒙リ候利沢不少、不作之年も中通リ山なき村々と違、おのつから凌安き形ニ御座候得共、却而是ヲ不思召、役之難儀而已唱候趣ニ相聞得申候、

d 一 末木御手当ニ被下置候ハ、助情ニ相成候所ハ自然と盜杣等茂相止ミ可申由代官申出ニ御座候、尚又郡奉行添書之趣在方木品払底ニ而過分直段上せり買ニ相成山下村之ものとも眼前之利ヲ見懸、無止事

盗杣之手段取立二年々御取扱ニ相成候由、是又一通り尤之申出ニ御座候得共、前書ニも申上候通、式三十年之間ニ一度末木家木ニ被下候迎、盗杣之可相止見切も無覚束、尚又利之ためニ盗杣致候義ハ勿論之儀ニ御座候、当時諸山山方并代官両担ニ被仰付、代官ニ而ハ山方之手ヲ不待盗杣等申出シ候程之儀ニ而、誠ニ嚴重之メリ合ニ御座候、前々山下村之數拾ヶ所番所御取建、山役人居被置候節ハ、盗杣等外ニ顯レ候儀ハ稀ニ御座候得共、内通りハ却而山役人ハ盗杣之手ひき仕、伐荒シ候儀ハ一統存知之所ニ御座候、当時山役人弘前勤ニ而山下村之者と馴合不申候故、少シ之義も無用捨申出シ候ニ付、盗杣度々御座候形ニ御座候得共、以前之不メリとハ中々難競争ニ御座候、

e 右段々申上候通、檜・杉山之義ハ山方一方ニく、り、尚又植木相仕立可申、雑木ハ野火ヲ禁候而野山近年木立ニも相成候様ニ可仕儀ハ、誠ニ諸山之衰ヲ引立候趣意ニ御座候、当然、難黙止趣を以崩候而ハ、折角去ル(寛政三年)亥ノ年御沙汰之上被仰付候儀無甲斐相成候事ニ御座候間、右之趣共申

上候、以上、  
(寛政九年)八月

杉源吾様

山奉行

桜半兵衛様

三治左衛門様

山方の反論は、主に〔史料四〕a～dの四点にまとめられる。まずaでは、山方はヒバ・スギの生育する山林で末木を伐り出す際に生木まで伐り出すことは以前からあり、それは「不益」であるので寧ろ放って置いた方が良いのだと述べている。そしてそのことを踏まえたうえで、山方は村々の手で末木を取り出させることが「寔ニ盗杣之門ヲ開キ候形」であると主

張した。山方によれば、盗伐が露顕したとしても、結局は管理を担う村々が処罰されるため、盗伐する者には恐怖心というものがなく、村中で申し合わせて実行された場合は役人の目が行き届かないという。そのため、末木を伐り取る際に付き添う山役人や手代、庄屋がたとえ潔白な人物であったとしても、山林の見廻りには限界があるため、彼らによる監視の体制を長く維持していくことは困難であるとしている。加えて、これまでの状況を見ても村人に欺かれるか、盗伐を黙認してしまっているかのいずれかであり、その結果これまでは山林が荒廃してしまっただと指摘した。

次にbでは、代官による生木か末木かの判別は容易につくとする主張の反論を展開している。これによれば、皮を剥いで木材の形にしまえばそれらの判断はつかず、ましてや川に下して石ですれてしまえばなおさらその判別はつかないとしている。また、末木かどうかの「慥成見立」もなため、代官たちが言うように容易な判断はできないと述べている。

続くcでは、末木・枝葉の伐り取りを差し止めたことにより村々が困窮していることや、廻山、および役人への賄いによって村々の負担が増加していることは山方でも認識していると示した。しかし傍線部に示した通り、「斯迄相衰候檜・杉山成立之趣意とハ難替」いと主張した。つまり、山方にとってヒバやスギが生育する山林の復興こそ成し遂げるべき最優先事項であり、それは村々への負担を度外視したとしても達成すべきこととされていたのであった。

また、同じくcでは末木を手当として伐り出させることは過去二、三〇年間でもまれであり、日頃の利益のうちには入らないとしている。そのうえで、村々が山林から常に得る利益はこれ以外にもあり、山林から離れた村々と比較すれば、近くに位置する村々は不作になった際に、藩の許可を



得さえすれば薪や林産物を生産することが可能であるため凌ぎ易いはずであるとした。従って、村々が困窮しているとする主張については、山林からの恩恵を考慮せず自分たちの役負担のことばかりを唱えたものであると論じている。

そしてdでは、「助情」として山林を利用させれば自然と盗伐がなくなるという論理に対する反論が述べられている。山方によれば、二、三〇年に一度末木を下したからと言って盗伐がなくなるという確証はなく、自分たちの利益のために村人が再び盗伐を行おうとするのは当然であるとした。しかも、かつて山役人が盗伐の手引きをしていた前例があったが、この度山役人は弘前勤となったため、麓村の者たちと馴れ合うことがなくなった結果、取り締まりが嚴重になったと指摘している。加えて、このときは村々と代官が共同で盗伐の取り締まりを担うようになり、山方がさらにそれらを統轄することになったので、保護・管理はより嚴重なものになっており、以前の「不メリ」の状態とは比べものにならないと述べている。

aとdを受け、山方ではeの傍線部で示した通り、ヒバ・スギの山林をすべて山方の管轄としたうえで植林をしつかりと行い、野火などを取り締まることで近年野山にも成木するようになってきたとしている。その趣意は「誠ニ諸山之衰ヲ引立」ことにあり、これが領民たちの末木の伐り取りや盗伐などによって崩れてしまつては、せつかく寛政三年に下された沙汰が意味のないものになってしまうと主張した。

以上のように、山方は藩内の山林状況を勘案したうえで領民たちの山林利用にはかなり厳格な態度を貫き続けていた。その理由は、寛政改革における林政の基本方針が設定されてから後、山方にとつては「檜・杉山成立」

寛政改革期の弘前藩林政と山方・郡方の対立

や「諸山之衰ヲ引立」ことが重要課題であつたためであり、それを何とかでも実現させようとしていたからであつた。そのため、麓村の救済のために山林を利用させるべきであるとする郡方とは、真つ向から対立したものである。なお、領民たちの利用を許可する沙汰がこれ以後見られないことから、郡方の意見は山方の反論によって却下されたものと考えられる。しかしこれ以後、弘前藩林政は再び大きく変化していくようになる。最後に、享和期以降の弘前藩林政の展開について見ていきたい。

### 三 享和期以降の弘前藩林政の展開

#### (一) 山方の申し出に対する郡方・勘定方の意見

山方中心の弘前藩林政は、続く享和期(一八〇一〜〇四)に入ると変化が見られ始めた。

山方はこれ以前に「御領内諸山御締合之儀」についての意見書を提出していたようで、それに対する回答が郡奉行・勘定奉行(以下、両奉行とする)によつて享和元年三月三〇日に出されている。両奉行は山方の申し出は至極当然であると認めながらも、いくつか「故障筋」があるとして以下のように答えている。

〔史料五〕<sup>(34)</sup>

一 上山不残御開山被仰付、并外浜御山江片山柚入之上作事并江戸上方御登せ其外一切之諸御用下払共、年々考量之上柚入之手配致候儀山方存念之趣御山補方ニは至極可然儀与奉存候得共、右柚入方御用ニ付、山下村々今年々差出候御雇人夫不少儀ニ而、是迄逆も甚難



儀之趣向々御代官今不得止事申出ニ候得共、時節後レニ而は、格別之御損失ニ相拘候儀ニ付、是迄之所は過分之儀も無御座候ニ付、郡奉行ニ而押而申付置候、然レ此上外浜并中山通り江計御手山袖入片付候而は、必至与右雇人夫行届兼可申、押而申付候而も農事与ハ難替事ニ御座候ニ付、自ラ出人夫時節後レニ却而川流水之差支ニも至リ可申与奉存候、右之趣は是迄取扱来候通、差略仕候様被仰付候様奉存候、

(中略)

一 諸木払底ニ而、家木袖取願并仕立山或ハ御本山今炭釜等之願意味違ニ付、是迄は御沙汰被仰付候得共、往々伐尽ニ可相成心得違ニ付、万事差置植付候之様申出候得共、極窮之者ともは見継山今何も助情筋無御座候得は、見継仕候規模も相立不申、差当何を以万事差置植付可申哉、却而盗袖之手段相生シ御取扱ニ相成可申与奉存候、御本山迎も貧乏之者は御代官吟味之上不得止事分計御沙汰被仰付候様奉存候、

〔史料五〕によれば、このとき山方から出された意見は、藩用材の伐り出しにあたって動員する百姓たちの差配に関する伺いや、木々が払底である状況に鑑みた村々による植林および「見継」に関するものが含まれていたようである。しかし、いずれの申し出も両奉行は難色を示していることが分かる。

まず、山方は「御手山」から木々を伐り出すにあたって「年々考量之上」実施しようとしており、今回は弘前藩にある四つの山林地帯区分のうち外ヶ浜通りと中山通り<sup>35)</sup>で用材となる木々の伐採を行おうとしていた。これに対し両奉行は、伐り出しにあたっては、これまでも山方から村々へと

動員が命じられたことによって百姓たちが難渋している旨の申し出が代官たちからあったとしながら、伐り出しの時期が遅れては「格別之御損失」になるため、郡奉行から言い聞かせて強制的に動員を命じていたとしている。しかし、今回前述の両通りへばかりに伐り出しを命じてしまったては人員が行き届かなくなり、強制的に命じたとしても百姓たちは「農事与ハ難替」いので動員が遅れ、かえって作業に支障が生じてしまうと主張した。そのため、藩用材の伐り出しについては外ヶ浜通り・中山通りへばかり伐り出しを命じることほしめないでほしいとしている。

また、村々からの家普請用材の伐り取りや炭の焼き出しの願い出については、木々が払底である状況に鑑み、それら願い出を取り上げずに植林に注力したいという山方からの申し出があったようである。これについて両奉行は、窮乏している村の者たちは「見継」を担っている山林から何の「助情」が無ければ「見継」を担えず、一体何を励みに彼らは植林を行えば良いのかと山方に対して疑問を呈している。そのうえで、そのようなやり方は「却而盗袖之手段相生シ御取扱」であると論じ、山方の管轄にある「本山」〔藩有の山林の総称〕であったとしても、貧しい者たちの願い出については代官の方で吟味し、その結果やむを得ない場合のみ伐木を許可するようにならねばならないと述べている。

山方の申し出に対する両奉行の回答で注目すべきは、山林を領民たちへの「助情」と捉えていることや、百姓たちの田畑耕作を考慮した発言が見られることである。弘前藩の財政基盤はその大部分が米穀に依存しており、寛政期以後の弘前藩では廢田の復興が第一に掲げられていた。両奉行の意見は、田畑の開発や実際に耕作を担う百姓たちの生業を保障するための発言と思われる。

このときの両奉行による意見に対して、山方がどのように対応したかは判然としない。しかし文化期（一八〇四～一八）に入ると、弘前藩の山林政策の実行主体は、次第に郡方や勘定方へと移っていくようになった。例えば、文化期に入ると「御国益」としてのウルシ木増殖政策が展開し、文化七年にはスギ・クリ・クルミ・雑木など、「村方ニ寄便利之木種」を野山や空山などへ間断なく植林することが奨励されるが、それらの政策を担当したのは郡方であった。<sup>(37)</sup>

## (二) 文化・文政期の動向

文化八年九月に、山方は「格段之御省略」を理由に人員を減らすよう言い渡され、翌年山方吟味役が勘定奉行支配となった。山奉行はこのとき据え置きとされたが、これら人員の削減と山方吟味役の支配替えについてはいずれも反対の意を表明している。<sup>(38)</sup>しかし、山方吟味役が勘定奉行支配とされたのは、「此節ニ至リ吟味役通リ而已ニ相限リ候役名に有之間敷事」であり、木々を伐り出すにあたっては「米銭諸色莫太之扱」のため、吟味役は今後山方が直接沙汰を下さなくとも「諸色出納御費無之様取扱」ができるようにすることが必要であるとされたからである。<sup>(39)</sup>さらに、文政三年（一八二〇）には山奉行が廃止されたうえで山方が大目付支配に戻され、文政七年には再び山奉行が立てられるなど、弘前藩の山方は、文化・文政期になると非常に目まぐるしい変遷をたどるようになる。

先に示した郡方・勘定方の意見を勘案すると、両奉行は田畑の耕作や百姓たちの生業の保障を問題にしており、当時の弘前藩では米穀を中心とした年貢収納を確実にすることが、藩全体の課題となっていたと考えられ

る。そのため、山方の体制や領民たちへの厳格な姿勢は次第に維持できなくなっていくたのではないだろうか。

但し、これら文化・文政期の林政の変化については、藩政の動向と併せてより精細に検討する必要があると筆者は考える。この点については、今後の課題としたい。

## おわりに

本稿では、弘前藩の寛政期林政改革における山方と郡方との山林の捉え方をめぐる対立から、当該期における弘前藩林政の動向を検討した。

弘前藩では、天明飢饉後の荒廃からの復興を企図した藩政改革が行われ、その一環として林政改革も実施された。その基本方針は、用材となる木々を持続的に伐り出せるよう領内の山林を「盛山」となるまで回復させることを主眼としたものであった。このため、従来の大目付支配から山奉行が独立し、以後林政担当部局の山方を中心として山林に対する諸政策が実施された。

そして山林の復興を第一に掲げる山方は、領民たちへ「御手当」や「助情」として利用させることが盗伐に繋がると考え、彼らによる末木の伐り取りですら許さなかった。一方で農政担当部局である郡方は、田畑耕作を担う領民たちの救済や生業補助の手段として山林を利用させるべきであると捉えており、寛政期を通じて山方と意見が対立した。このように、領内山林の捉え方は藩の部局によって異なっており、その利用のあり方をめぐって藩内では度々対立が生じていたのである。

領民たちに対する山方の厳格な姿勢は寛政期を通じて一貫していたが、

享和・文化期に入ると郡方と勘定方が次第に山方の支配や役割の一部を担うようになった。さらに、文政期になると一時的ではあるが山方が大目付支配に戻されるなど、弘前藩林政のあり方は複雑な展開を見せるようになる。これらの点からは、弘前藩においては、林政のあり方が常に模索され続けていたと指摘できる。

筆者に与えられた次なる課題は、寛政期における林政の模索が、続く享和・文政期においてどのように変化し展開するのか、藩政全体の動向も踏まえつつ詳細に検討していくことである。今後も弘前藩領の山林がいかにして育まれてきたのか、考察を加えていきたい。

## 註

- (1) 脇野博「森林にみる盛岡藩の歴史」(二〇一七年一月一八日開催、徳川林政史研究所公開講座 in 岩手「新視点・北奥羽の歴史」森林をめぐる江戸時代の人びと) 報告レジュメなどを参照。
- (2) 芳賀和樹 a 「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四八号、二〇一四年)、同 b 「秋田藩における一九世紀林政改革の基調——山林取立」を中心に、「徳川林政史研究所『研究紀要』第五〇号『金鯢叢書』第三四三輯所収」、二〇一六年)。
- (3) 長内鉄也 a 「津軽藩林政と入会地について(上)」(『弘前大学國史研究』第二二号、一九六〇年)、同 b 「津軽藩林政と入会地について(下)」(『弘前大学國史研究』第二三号、一九六〇年)。
- (4) 渡辺喜作『林野所有権の形成過程の研究』資料四 津軽藩林政史(私家版、一九八二年)。
- (5) 長谷川成一 a 「近世後期の白神山地——山林統制と天明飢饉を中心に——」(『白神研究』第三号、二〇〇六年)、同 b 「山と飢饉——近世後期津軽領の山林統制と天明飢饉——(平成一六年度)一八年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(二))」(『供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究』(代表…関根達人) 研

究成果報告書所収論文、二〇〇七年)、同 c 「北の世界遺産 白神山地の歴史学的研究——森林・鉱山・人間——」(清文堂、二〇一四年)。

(6) 長谷川成一「弘前藩」(吉川弘文館、二〇〇四年)、八九頁。

(7) 「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史 通史編二(近世一)』(弘前市企画部企画課、二〇〇二年)、五二三～五二八頁、青森県史編さん通史部会編『青森県史 通史編二(近世)』(青森県、二〇一八年)、四八八～四九三頁参照。

(8) 栗原健一「江戸時代の飢饉と森林」(徳川林政史研究所編『森林の江戸学Ⅱ』東京堂出版、二〇一五年所収)、一六二～一六三頁。

(9) 前掲註五長谷川氏論文 a・b 参照。

(10) 同前 b 参照。

(11) 拙稿 a 「弘前藩領における水源涵養林「田山」の利用と実態」(『学習院史学』第五四号、二〇一六年)、同 b 「津軽地方の「屏風山」と野呂武左衛門」(徳川林政史研究所『研究紀要』五〇号『金鯢叢書』第四三輯所収)、二〇一六年)。

(12) 津軽信明の領内山林への考えや意識、およびそれに基づく林政の施策については、近日中に稿を改めて発表予定である。

(13) 浅野源吾編『東北産業経済史』第五卷 津軽藩(東北振興会、一九三七年)、三二～三四頁。

(14) 前掲註三長内氏論文 a、三五頁。

(15) 「国日記」、寛政三年正月二八日条。

(16) 山方吟味役を勤めていた棟方実勝によって文化元年(一八〇四)に作成された「御山方覚書」(弘前市立弘前図書館所蔵)には五月六日と記されているが、本稿では「国日記」に記されている日付で統一した。

(17) 「封内事実苑」二〇(農林省山林局編『日本林制史資料 弘前藩』臨川書店、一九七一年、四六二～四六三頁所収)。

(18) 前掲『日本林制史資料 弘前藩』、四七四～四七六頁所収。

(19) 「山方留帳」。

(20) 同前。

(21) なお「国日記」によれば、この植林の仕法が整備されるより前の寛政四年(七年)にかけては、山方締役の山口彦左衛門による植林活動、および村々へのス

ギ・ヒバ植林技術の教諭が注目される。これについては、稿を改めて論じること  
にしたい。

(22) 「国日記」、寛政六年六月二十七日条。

(23) 「山方留帳」。

(24) 浪川健治『「難儀」と「御救」——弘前藩領にみる一八世紀前半の地域変容——  
（浪川健治・デビット・ハウエル・河西英通編『周辺史から全体史へ』清文堂、  
二〇〇九年）、四一〜四八頁。

(25) このうち「助情」としての山林利用の例は弘前藩において多く見られる。例  
えば時期が下るが、天保一〇年（一八三九）に高杉村の者たちが「難儀」のため「助  
情」として雑木の割木・棒切の元木七五〇本の伐採が許された例（天保九<sup>戊辰</sup>  
正月、百澤寺境内山諸願一切留帳〔弘前市立弘前図書館所蔵〕）や、文化五年と文  
化九年に発生した大鱈組乳井村・薬師堂村の山論においても、薬師堂村が目領の  
山林であると主張している箇所には、元来自分たちの村には田地がなかったため  
「助情」として山林を利用してきたことが記されている（「封内事實秘苑」廿五・  
廿六〔弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵〕）。

(26) 前掲註一九に同じ。

(27) 一般的に樹木の先端、梢などの意味があるが、株木から板樽を採取した残り  
の部分をも末木と言う（太田尚宏『「木曾五木」と濃州三ヶ村」〔徳川林政史研究所  
編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年〕、六頁参照）。  
深浦町の者たちは風倒木の伐り取りを願い出ており、それと同じ文脈で山方が末  
木の伐り取りについて話題にしていることを考えると、弘前藩では樹木から必要  
な部分を伐り取った後に残った部分や藩にとって不要な樹木の総称として、「末  
木」の語を用いていたと考えられる。

(28) 一般的な意味としては、地に根をはって生き生きしている樹木、または伐つ  
てから間もなく、まだ乾燥していない木の意味を持つ。本稿では、前者の意味に  
加えて、用材として伐り出しの対象とされるような樹木の意味が含まれていると

考える。

(29) 「山方留帳」。

(30) 弘前藩の山林制度のうち、流木（伐採後、河川に流した薪用材）を土場に引き  
上げる際に、流木の十分の一を徴収する制度のこと。黒瀧秀久『弘前藩の山林制  
度と木材流通構造』北方新社、二〇〇五年、一九頁。

(31) 同前。

(32) 同前。

(33) 同前。

(34) 「国日記」、享和元年三月三〇日条。

(35) 弘前藩における四つの山林地帯区分のうち、津軽半島陸奥湾沿いに連なる三  
馬屋山から荒川山までに連なる二八か山が外ヶ浜通り、同半島のほぼ中央に位置  
する大釈迦山から小泊山へと連なる一八か山が中山通りである（前掲註三〇黒瀧  
氏文献、九頁）。

(36) 前掲註七『新編弘前市史通史編二（近世一）』、四二七〜四四五頁等を参照。

(37) 「国日記」、文化七年二月二日条。

(38) 「山方留帳」。

(39) 同前。

#### 〔付記〕

本稿は、二〇一八年一〇月七日（日）に開催された二〇一八年度東北史学会大会・  
弘前大学國史研究会合同大会（於弘前大学総合教育棟三一九教室）において、筆者が  
「寛政期における弘前藩領の山林をめぐる諸相——山方と郡方の対立を中心に——」の  
論題で報告した内容を論文化したものである。当日はご来場いただいた皆さまから  
多くのご意見・ご質問を賜りました。また、史料の閲覧に際しましては、弘前市立  
弘前図書館の皆さまには大変お世話になりました。末筆ながら、記して御礼申し上  
げます。

